

建設現場における「快適トイレ」設置試行要領

(目的)

第1条 建設現場を男女ともに働きやすい環境にすることで、若手の活躍や新たな入職者の増加につながるなど、担い手の確保に寄与すると考えられる。その一環として建設現場への快適トイレ設置を本要領により試行する。

(試行対象工事)

第2条 以下の条件を満たす工事において、発注者と受注者が協議をした上で快適トイレ設置対象工事を決定する。ただし、営繕工事及び単価契約工事、その他現場状況等により設置不可な工事は対象としない。

- (1) 当初設計金額が6千万円以上の工事（発注者指定型）
- (2) 受注者からの希望があった工事（受注者希望型）

(快適トイレの仕様)

第3条 快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「(1) 快適トイレに求める標準仕様」「(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品」を全て満たすものとする。「(3) 推奨する仕様、付属品」については、任意で設置するものとする。なお、男女が現場で働く場合は、男女別に設置するものとする。

- (1) 快適トイレに求める標準仕様（必ず実施）
 - ① 洋式便座
 - ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
 - ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
 - ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
 - ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
 - ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）
- (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品（必ず実施）
 - ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
 - ⑩ 鏡付きの洗面台
 - ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品
- (3) 推奨する仕様、付属品（任意）
 - ⑫ 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）

- ⑬ 擬音装置
- ⑭ フィッティングボード
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

（試行の流れ）

第4条 下記の流れに沿って、手続きを行うものとする。

【発注時（発注者指定型）】

（1）発注者は、本要領における「建設現場における快適トイレ設置特記仕様書」（様式1）を発注図書に添付する。

【試行工事の契約後から竣工まで】

（2）受注者は、設置予定の快適トイレの情報等を調査し、「快適トイレ設置事前報告書」（様式2）を発注者に提出する。

（3）発注者は、技術管理課に「快適トイレ設置事前報告書」（様式2）の写しを提出する。

（4）受注者は、快適トイレ設置可否について、工事記録等により発注者と協議を行うものとする。なお、受注者希望型で設置をする場合は、本要領に基づき快適トイレを導入する旨を工事記録等にて取り決める。設置しない場合は、本要領によらず施工する。

（5）受注者は、快適トイレを現場に設置した後、「快適トイレチェックシート」（様式3）、「快適トイレ設置確認書」（様式4）を発注者に提出する。また、設置した快適トイレに関する資料等を、併せて提出する。

（6）発注者は、設置された快適トイレを現場にて「快適トイレチェックシート」（様式3）によりチェックを行う。

（7）発注者は、受注者より提出された「快適トイレ設置確認書」（様式4）の提出を受けてから2週間以内に、その写しを技術管理課に提出する。

（8）受注者は、速やかに支出実態の分かる資料（見積書または領収書など）を発注者に提出する。

（9）発注者は、提出された支出実態の分かる資料をもとに、快適トイレ設置に要した費用を、工事記録等にて協議の上、適切に設計変更を行う。

（10）発注者は、「快適トイレチェックシート」（様式3）、「快適トイレ設置確認書」（様式4）を工事関係書類として保管する。

（11）受注者は、設置直後および施工中の快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて発注者に提出する。

（12）受注者及び発注者は、工事完成後速やかにアンケートを記載し、技術管理

課に提出する。

(費用の計上)

第5条 費用の計上は下記のとおり行うこととする。

- (1) 快適トイレの設置に要する費用は、当初設計では計上せず、契約締結後に設計変更にて計上する。
- (2) 快適トイレの費用は、45,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2台まで計上できるものとする。
(90,000 円／2 基・月が上限)「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000 円（従来品相当額）を引いた額とする。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合限り、1ハウスで90,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
- (4) 「積算上の差額」は共通仮設費の営繕費に費用を積上げ計上するものとする。
- (5) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。

(その他)

第6条 この要領に定めない事項については、発注者と受注者で双方協議の上、決定することとする。

附 則

本試行要領は平成30年5月1日より適用する。